

3 見直し対象路線の評価方法

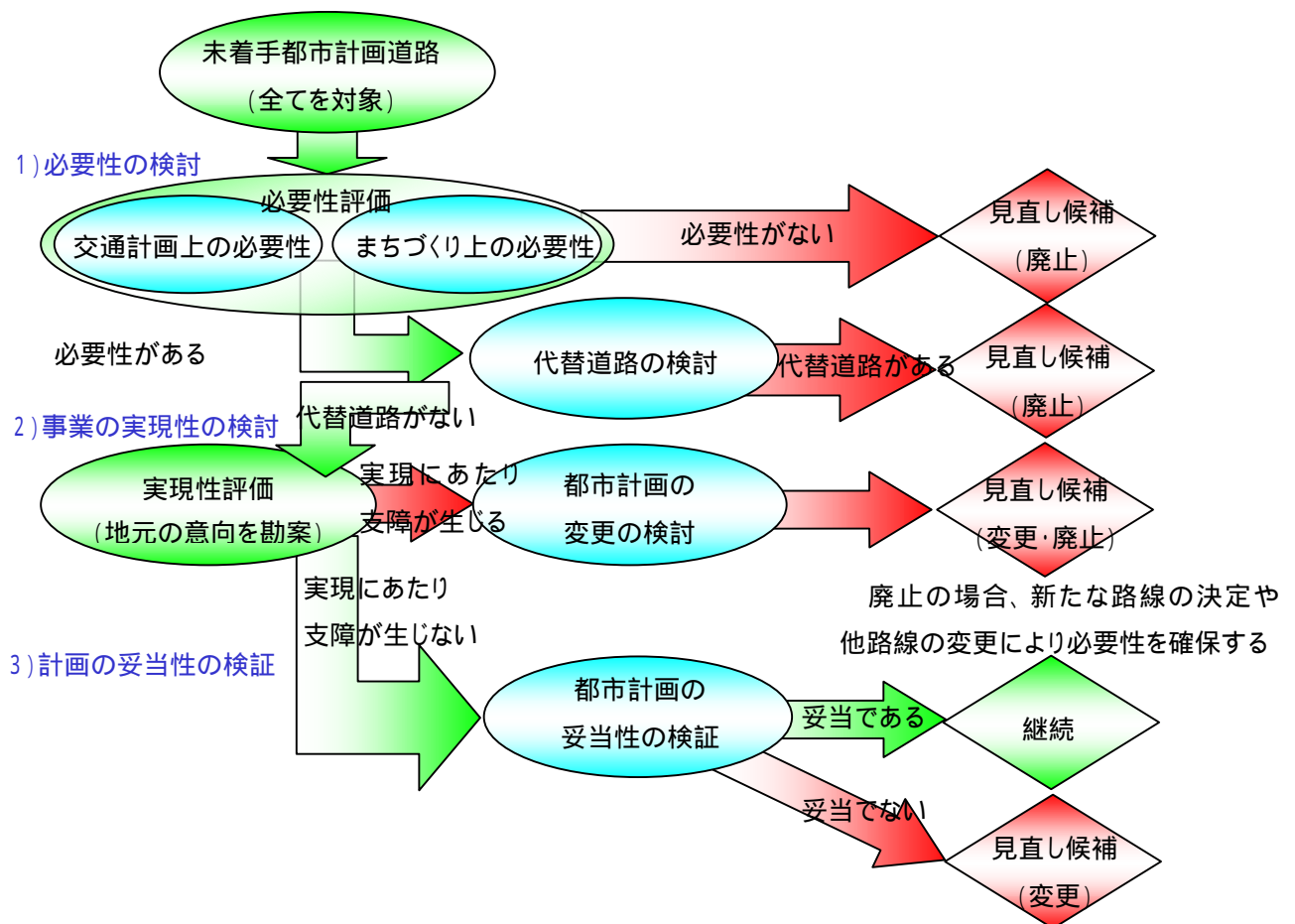
(1) 見直しの考え方

都市計画道路は、県及び市町村の総合計画やマスタープラン等で掲げる都市の将来像の骨格となるものである。このため、各々の計画で位置付けるまちづくりの方針に適合していることを原則とし、都市計画道路を取り巻く情勢の変化を踏まえ、次のような考え方に基づき都市計画道路の見直しを行うこととする。

ステップ1：未着手都市計画道路の検証

全ての未着手都市計画道路について、都市計画道路としての必要性の検証と事業の実現性の検証を行うこととする。これらの検証により、未着手となっている都市計画道路の今後の方向性を提案するものである。

未着手都市計画道路については、都市計画決定された当時と現在では社会情勢等が大きく異なっていると考えられることから、現在の価値観、時代の要請に照らし、都市計画道路を再検証することが必要である。



1) 必要性の検討

必要性評価

- ・ 都市計画決定後、未着手のまま経過している都市計画道路について、現在の社会情勢に照らし合わせ、必要性を再検証することとする。
- ・ 必要性が認められないと判断された場合、次に、どのような社会情勢の変化に起因し、必要性がなくなったのかを整理することとする。
- ・ 必要性の評価にあたっては、「環状機能を有する」等の道路として基本的な『交通計画上』の観点や、「環境負荷の低減」「公共交通の利用促進」「中心市街地の活性化」等の新たな時代の要請に応える必要性や「防災性の向上」「生活環境の向上」等の従来から求められている必要性などのいわゆる『まちづくり上』の観点で評価を行うこととする。

代替道路の検討

- ・ 今後の社会資本の整備にあたっては、既存ストックの有効活用が一層求められている。
- ・ このような中で、未着手都市計画道路の近隣に同じような交通計画上及びまちづくり上の必要性を持つ、いわゆる代替性を確保している道路が既に整備されている場合、これらと適切な連携・機能分担を図り、一体となった都市計画道路網を構築することとする。

2) 事業の実現性の検討

実現性評価

- ・ 近年、公共事業に対しては、歴史的な街並みの保存や景観、中心市街地の空洞化などによるコミュニティの低下、及び自然環境や生態系等への配慮が求められている。
- ・ このため、都市計画道路の整備にあたっては、これらの観点から支障が生じないか検証することとする。
- ・ その際、地元の意向を十分に勘案することが必要である。

都市計画の変更の検討

- ・ 事業の実現にあたり支障が生じる場合は、これらの歴史的な街並み等が一度喪失してしまうと再生が困難であることから、ルートや幅員等の都市計画を変更することにより、その都市計画道路の交通計

画及及びまちづくり上の必要性を損なわず整備することが可能か否か検討することとする。

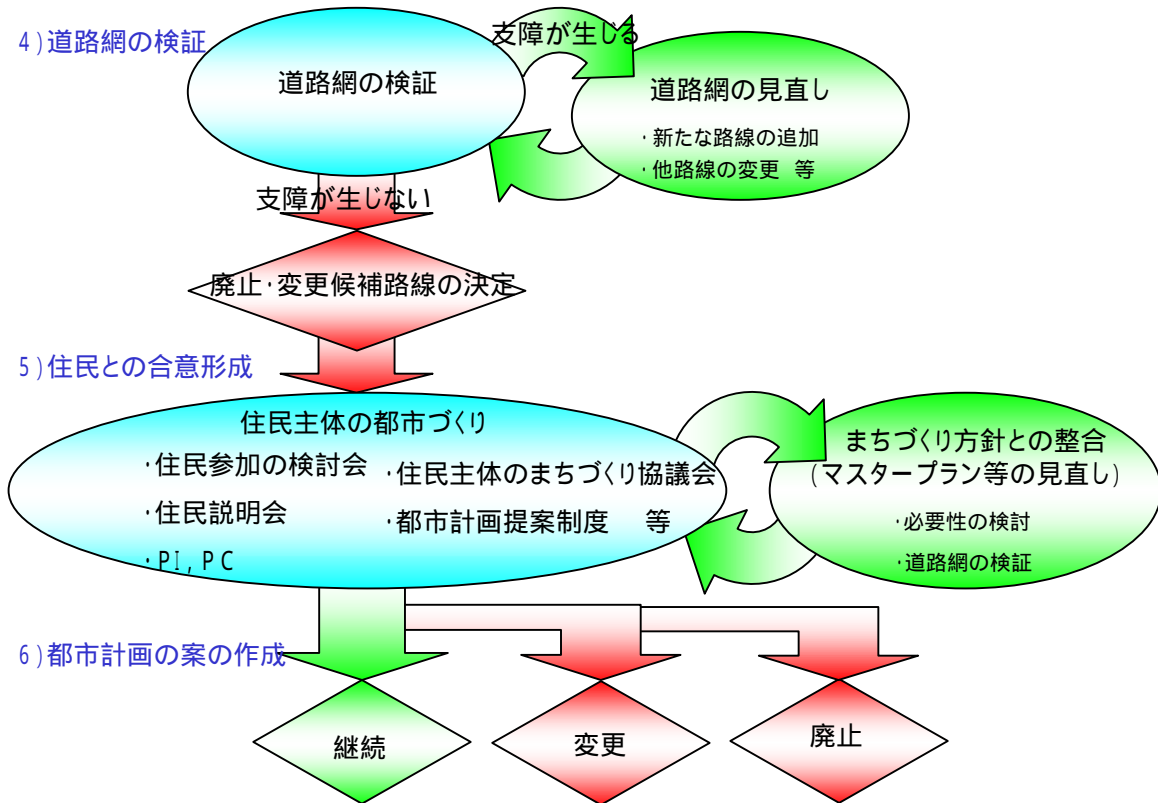
- ・ 単にルートや幅員の変更のみでは問題が解決できない場合は、当該都市計画道路の必要性を新たな路線の決定や他路線の変更により確保することが必要である。

3) 都市計画の妥当性の検証

- ・ 交通画及及びまちづくり上の必要性が評価され、事業の実現にも支障が生じないと検証された未着手都市計画道路においても、道路構造令の改正等から、その画及内容について、必要性に適した画及であるか妥当性を検証することとする。

ステップ2：見直し候補路線の検証

ステップ1で方向性が提案された未着手都市計画道路について、道路網としての検証を行った上で、住民との合意形成を図り、方向性を確定するものである。



4) 道路網の検証

- ・ 都市計画道路は網として機能することから、ステップ1で見直し候補とされた未着手都市計画道路について、道路網全体で交通に支障がないか検証することとする。
- ・ この際、あわせて、交通計画上の観点から必要性があるとされた未着手都市計画道路の交通量のほか、他の都市計画道路の車線数等の妥当性も検証できるものと考えられる。
- ・ 交通計画上支障が生じた場合、見直し候補とされた未着手都市計画道路を復活させることが手法として考えられるが、より地域の実情から望まれる都市計画道路を加えることにより、交通計画上支障が生じない道路網とすることも考えられる。

これらの検証結果は、住民との合意形成を図る際の説明資料となるものと考えられる。

5) 住民との合意形成

- ・ 都市計画道路の廃止・変更は、地権者に対する建築制限への影響のほか、地域の発展や生活環境への影響等も考えられることから、住民との合意形成は特に重要な手続きと考えられる。
- ・ 住民との合意形成を図るために、地権者への説明会にとどまらず、広く関係する住民が参加する機会を確保することが重要であり、場合によっては地域の目指すまちづくりから話し合いをはじめ、未着手都市計画道路の方向性を決定することが望ましい。
- ・ 主な手法として、P I（パブリックインボルブメント）、P C（パブリックコメント）やまちづくり協議会など、対象とする道路の性格に応じた住民参加、住民主体の手法を用いることが望ましい。
- ・ 住民との話し合いの結果、地域の目指すまちづくりに変化が生じた場合には、未着手都市計画道路がそのまちづくり方針に合致しているかなど、改めて交通計画及びまちづくり上の必要性を検討し、道路網の検証を行うこととする。

6) 都市計画の案の作成

- ・ 未着手都市計画道路の方向性について、住民との話し合いの結果を踏まえ、都市計画の案を作成し、従来の都市計画の手続きに入ることとする。
- ・ 住民との合意形成と並行して案を作成することも考えられ、あわせて関係機関等との調整を行えば、より円滑に手続きを進めることができるものと考えられる。